

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 岩手県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、岩手県及び紫波町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、岩手県移住支援事業・マッチング支援事業、起業支援事業実施要領及び紫波町U・Iターン促進事業移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に紫波町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 岩手県移住支援事業・マッチング支援事業、起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に紫波町以外の市区町村に転出した場合：半額